



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 指定試験機関の指定（子育て支援課）…………… 1
- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課）…………… 1
- 災害救助法による救助を行う区域（消費・暮らし安全課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・8件（中部土木事務所）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山農林高等学校）…………… 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部広報相談課）…………… 8

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9

## 告 示

### 沖縄県告示第511号

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項で準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により、指定試験機関を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 一般社団法人全国保育士養成協議会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都豊島区高田三丁目19番10号
- 3 行わせることとする試験事務 試験事務の全部
- 4 指定年月日 平成27年9月11日

### 沖縄県告示第512号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区    | 検査期日                           | 検査場所        |
|---------|--------------------------------|-------------|
| 竹富町字黒島  | 平成27年11月11日（水曜日）午前10時から午前12時まで | 竹富町農村婦人の家   |
| 竹富町字小浜  | 平成27年11月12日（木曜日）午前10時から午前12時まで | 小浜公民館       |
| 竹富町字波照間 | 平成27年11月17日（火曜日）午前10時から午前12時まで | 波照間農村集落センター |

|      |                              |            |
|------|------------------------------|------------|
| 与那国町 | 平成27年12月2日（水曜日）午後1時から午後3時まで  | 久部良多目的集会施設 |
|      | 平成27年12月3日（木曜日）午前9時から午前12時まで | 与那国町役場     |

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査  
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区                                | 検査期日                                | 検査場所                                   |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 竹富町字黒島<br>竹富町字小浜<br>竹富町字波照間<br>与那国町 | 平成27年11月11日（水曜日）から平成28年1月29日（金曜日）まで | 特定計量器の取り付け<br>ある土地又は建物その他<br>工作物の所在の場所 |

### 沖縄県告示第513号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成27年台風第21号による被害の発生に関し、平成27年9月28日から次の区域に同法による救助を行う。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

与那国町

### 沖縄県告示第514号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 解除予定保安林の所在場所 宮古島市上野字野原鏡原1190番386・1190番391（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1190番475から1190番477まで、1190番479から1190番482まで
- 保安林として指定された目的 干害の防備
- 解除の理由 用排水路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第515号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 区域及び期間
  - 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
  - 期間 平成27年11月4日から平成28年3月31日まで
- 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。
- 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

#### 沖縄県告示第516号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 平成27年11月4日から平成28年3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第517号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成27年11月4日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第518号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 公共測量を実施する地域 西原町全域

2 公共測量を実施する期間 平成27年10月1日から平成28年1月29日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月7日 沖縄県指令中土第14号、平成26年8月29日 沖縄県

指令中土第2454号（変更）、平成27年3月3日 沖縄県指令中土第807号（変更）、平成27年6月3日 沖縄県指令中土第1976号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字知花五丁目888番1、930番、932番及び933番（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市古波蔵4丁目10番5号 社会福祉法人沖縄にじの会 理事長 仲西常雄
- 5 検査済証番号 平成27年7月30日 C第211号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月31日 沖縄県指令中土第1195号、平成27年7月30日 沖縄県指令中土第2885号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田池田18番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字池田98番地の1 農業生産法人株式会社マルシェ沖縄 代表取締役 比屋根真由美
- 5 検査済証番号 平成27年7月30日 C第212号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月29日 沖縄県指令中土第2139号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋久間良原811番及び836番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋60番地 仲村渠卓也
- 5 検査済証番号 平成27年8月5日 C第213号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月26日 沖縄県指令中土第2803号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市我如古二丁目970番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目28番18号 屋嘉比盛一、宜野湾市我如古二丁目28番18号 屋嘉比武
- 5 検査済証番号 平成27年8月7日 C第214号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月30日 沖縄県指令中土第2834号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字桃原桃原82番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地985番地の1 グランドシャトレT・Y205号 喜屋武和樹
- 5 検査済証番号 平成27年8月19日 C第215号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月12日 沖縄県指令中土第1600号、平成27年8月3日 沖縄県指令中土第2920号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇富里原1166番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字和宇慶845番地1 比嘉定司
- 5 検査済証番号 平成27年8月20日 C第216号
- 6 工事完了年月日 平成27年8月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年2月20日 沖縄県指令中土第521号、平成27年8月31日 沖縄県指令中土第3127号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長坂田升497番11及び497番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長497番地の2 仲宗根勇
- 5 検査済証番号 平成27年9月3日 C第217号
- 6 工事完了年月日 平成27年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月9日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年2月17日 沖縄県指令中土第560号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原861番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市野嵩一丁目20番6号宮城アパート201 仲真豊
- 5 検査済証番号 平成27年9月9日 C第218号
- 6 工事完了年月日 平成27年8月25日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年10月9日

沖縄県立八重山農林高等学校長 渡 久 山 修

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 と殺実習装置一式、解体実習装置一式及び畜加工実習装置一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成28年3月4日（金曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県立八重山農林高等学校フードプロデュース実習棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 平成27年10月9日（金曜日）から同月30日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
  - (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2148
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成27年10月9日（金曜日）から同月30日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
  - (2) 場所 沖縄県立八重山農林高等学校事務室 〒907-0022 石垣市字大川477番地の1 電話番号0980-82-3955
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成27年11月18日（水曜日）午前11時
  - (2) 場所 沖縄県立八重山農林高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年10月9日（金曜日）から同月30日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)に示す場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立八重山農林高等学校
- (2) 所在地 〒907-0022 石垣市字大川477番地の1 電話番号0980-82-3955

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成27年11月17日（火曜日）午後5時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立八重山農林高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時 平成27年10月21日（水曜日）午前11時
  - イ 場所 5(2)の場所
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Livestock Slaughtering System 1-Set  
Automatic Meat Cutting System 1-Set  
Meat Processing System 1-Set
- (2) DUE DATE AND PLACE OF DELIVERY  
March 4, 2016, Okinawa Prefectural Yaeyama Agricultural Senior High School
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING  
11:00 a.m. October 21, 2015
- (4) DATE OF BIDS  
11:00 a.m. November 18, 2015
- (5) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Yaeyama Agricultural Senior High School Office  
477-1 Okawa Ishigaki City, Okinawa, Japan, 907-0022  
Telephone 0980-82-3955

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年10月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察文書管理システム用ソフト及びサーバ機器等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成27年9月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖電グローバルシステムズ株式会社 那覇市古島1丁目15番地10
- 5 落札金額 85,536,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年7月24日

**選挙管理委員会事項**

**沖縄県選挙管理委員会告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成27年沖縄県選挙管理委員会告示第10号は、廃止する。

平成27年10月9日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,232
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,946
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選 挙 区 名                | 3分の1の数 |
|------------------------|--------|
| 名護市                    | 15,629 |
| うるま市                   | 30,901 |
| 沖縄市                    | 34,835 |
| 宜野湾市                   | 24,386 |
| 浦添市                    | 28,467 |
| 那覇市                    | 84,168 |
| 豊見城市                   | 15,299 |
| 南城市                    | 11,019 |
| 糸満市                    | 15,135 |
| 宮古島市（宮古郡を含む。）          | 14,516 |
| 石垣市（八重山郡を含む。）          | 14,046 |
| 国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。） | 18,188 |
| 中頭郡                    | 39,056 |
| 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）    | 24,881 |

|   |  |
|---|--|
| <p>発行所<br/>沖縄県総務部<br/>総務私学課<br/>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷<br/>〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p> |
|---|--|